

<配偶者が外国人の場合>

【婚姻届】

必要書類

- ① [婚姻届書](#) (A3 サイズ) 必要部数は下記のとおり。
 - ア) 日本人夫または妻が従前の本籍地の市区町村と同じ市区町村に新本籍を設ける場合 2通
 - イ) 日本人夫または妻が従前の本籍地の市区町村とまったく別の市区町村に新本籍を設ける場合 3通
 - 本籍地を変更予定の場合には、変更予定の本籍地が本籍として設けられるかどうか（番、番地まで）、必ずその本籍地役所・戸籍課で確認してください。
 - 署名以外の部分はコピーしたもの又はパソコンで入力したものでも受付可能です。コピーされた署名・捺印はお受けできませんのでご注意ください。
 - 3ヶ月の届出期間を経過した場合には、[遅延理由書](#)もあわせてご提出ください。
 - [記入例](#)
 - [ニュージーランド住所表記表](#)
 - [職業例示表](#)
- ② 婚姻証明書 (Marriage Certificate) 原本 1通
 - 婚姻証明書は NZ 政府 (Registrar of Birth, Death and Marriage, Department of Internal Affairs) 発行の「BDM109 様式」をご提出ください。
 - Copy of Particulars of Marriage と題した書類はお受けできません。
 - 郵送による届出の場合で原本の返却をご希望の場合は、返信用封筒（切手貼付、宛名記入）を同封のうえ、「出生証明書原本返却希望」のメモをつけて送付ください。
- ③ ②婚姻証明書の[日本語訳文](#) 1通
 - ご自身で翻訳していただいて構いません。
- ④ 外国人配偶者の国籍を証する書類（旅券等） 原本提示

- 郵送による届出の場合、JP(Justice of Peace)などから原本照合していただいた旅券の写し2通。ただし、婚姻届書を3通提出する場合には3通。(郵送の場合には、旅券の原本は送付しないでください。)
- ⑤ ④外国人配偶者の国籍を証する書類の日本語訳文 1通
- ニュージーランド旅券の場合は[こちら](#)のフォームをご利用ください。
- ⑥ 戸籍謄本 原本1通
- 最新の身分関係が反映されているもの(6か月以内に発行されたもの)。
 - 女性で再婚の場合、戸籍謄(抄)本に離婚日の記載がない場合は、離婚日の記載がある戸籍(除籍)謄(抄)本1通も必要です

【外国人との婚姻による氏の変更届】

- 婚姻により氏の変更をご希望の場合には、婚姻成立から6か月以内に届け出る必要があります。
- 変更できる外国人配偶者の氏は、婚姻の際に外国人配偶者の氏として記載されたものです。外国人配偶者の氏と、もとの日本の氏を組み合わせたもの(複合氏)や婚姻成立から6か月が経過している場合は、日本の家庭裁判所の許可が必要となります。
- 婚姻届は婚姻日が効力発生日となるのに対し、氏の変更届は、在外公館での受理日が効力発生日となります。(婚姻の届出による新戸籍を編製した後に、その戸籍に氏変更事項を記載し、筆頭者氏名欄の氏の記載が変更されるため。)

必要書類

- ① [外国人との婚姻による氏の変更届出書](#) 2通
- [記入例](#)
 - [ニュージーランド住所表記表](#)
- ② 戸籍謄本 原本1通(婚姻届と同時に氏の変更届も提出される場合には不要です。)

届出用紙をダウンロードする際のご注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 感熱紙や着色された紙はご使用になれません。